

最低賃金

三重県 最低賃金

時間額

■発効日：令和4年10月1日

※三重県内で働く全ての労働者に適用されます。
(下表の特定(産業別)最低賃金が適用される方は除かれます。)

933円

使用者も
労働者も

必ず
チェック!

三重県
特定(産業別)
最低賃金

電線・ケーブル製造業最低賃金

時間額 **970円**

発効日 令和4年12月21日

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **952円**

発効日 令和4年12月21日

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **987円**

発効日 令和4年12月21日

※「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」の取り扱いについて



「三重県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円、平成27年12月20日発効)」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金(時間額923円、令和3年12月21日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額933円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金引上げ
支援制度のご案内

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して、生産性向上を実現しましょう。最低賃金引上げ支援として、業務改善助成金があります。是非、ご検討ください。



お問い合わせは、三重労働局賃金室 **TEL 059-226-2108** 又は最寄の三重県下各労働基準監督署へ
関連ページはこちら

三重労働局



最低賃金に関する特設サイト



働き方改革推進支援センター



業務改善助成金



ウェブ検索はこちらへ

- 最低賃金のチェック
- 無料相談窓口

最低賃金制度 検索

三重 働き方改革推進支援センター 検索

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下